

2025 年度事業計画書

(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

公益財団法人アイザワ記念育英財団

1. 公益目的事業

(1) 奨学金の給与

大学生及び大学院生（留学生を含む）に対し次のとおり奨学金を給与します。

(単位：円)

区 分	人数（うち新規）	月額/人	年間支給予定額
大学生	35 (25)	30,000	14,350,000
大学院生	9 (7)	45,000	5,310,000
合 計【 44 人 (32 人) 】			19,660,000

基本財産からの配当金増額が見込まれるため、昨年の 34 名から 10 名の増加とします。

なお、9 月までの収支状況を確認のうえ、昨年同様 10 月に一時金 50,000 円/人の一時金給与を予定いたします。

(2) 奨学生の採用

採用については、書類選考及び面接選考を予定しております。

(3) 奨学生指導のための関連付帯事業

奨学生に対し、関連付帯事業を次のとおり実施します。

- ① 認定証授与式及び研修懇親会の開催
- ② 学業成績表、生活状況報告書及び課題レポートの提出
- ③ 奨学生への助言等

細心の注意をもって助言し、問題がある場合には、事態の改善に向けての指導支援を行います。また、必要に応じて各大学の学生課担当者と連携し、事態の改善を図ります。

2. 管理業務

(1) 事務所移転終了

当財団事務所は、都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区）に該当しておりましたので、2025 年 1 月 18 日に同じく中央区内の銀座五丁目に移転を完了いたしました。

この移転に関連する費用につきましては、工作物、動産、雑費について市街地再開発組合より補償を受けており、費用発生はございません。

また、賃料等につきましても、189 万円の補償を受けており（最終的には 237 万円）、月額増加分賃料 44,000 円の約 42 か月分を賄えます。

(2) 会議の開催

理事会を年 2 回、評議員会を年 1 回、奨学生選考委員会を年 1 回、その他必要に応じて臨時の会議を開催します。

(3) その他

上記に掲げるもののほか、定款第 4 条第 1 項第 3 号によりこの法人の目的を達成するために必要な事業を行います。

以上